平成２７年（フ）第３６５号
盛岡市永井12地割190番地、旧住所盛岡市肴町13番28―1005号
債務者　田中　正樹
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　秀栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１２７５号
埼玉県加須市陽光台２丁目843番地108
債務者　古川　健司
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　恵太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４８号
札幌市西区西町南７丁目１番32号　小松第２アパート203号
債務者　田岡　千里（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日和　優人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町47番地の41　道営あかしや南団地４号棟404
債務者　片山　　健
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千々和博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２０８７号
横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目６番９号　グリーンオークＤ棟203号
債務者　湯沢　　剛（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦ひとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月23日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４号
千葉県習志野市津田沼６丁目12番１号、申立時の住所盛岡市西仙北２丁目24番８号　メゾンマストＢ201号
債務者　石杜　仁史
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３４９号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目２番16～308号
債務者　本田　政明
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５５７号
静岡県牧之原市静波187番地６、旧住所静岡県牧之原市細江5757番地４
債務者　坂本　武久
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　茂吏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０号
北海道斜里郡斜里町ウトロ西111番地
債務者　畠山　正揮
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　敏朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第１５２７号
名古屋市中川区一色新町３丁目912番地　パーム　スプリングス303号
債務者　森　　政昭
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　美有
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１６０７号
札幌市東区本町１条６丁目５番17号　本田アパート３号
債務者　箱崎　　隆
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６１９号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目６番22―309号
債務者　福田ひな子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６５６号
札幌市白石区北郷４条11丁目11番11号
債務者　北村　順子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６６３号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目９番10号　マノアール松橋Ｂ―105号
債務者　畠山　末子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６７５号
札幌市西区発寒８条７丁目８番１号　スプリングスＮ―203号
債務者　田村　康子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６９０号
北海道江別市あさひが丘14番地の５　ルミエールエクセレントＣ201
債務者　大和　圭子（旧姓日比）
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部